

社会福祉法人シオン福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

- （イ）保育所の経営
- （ロ）地域子育て支援拠点事業の経営
- （ハ）一時預かり保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人シオン福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を沖縄県中頭郡西原町字翁長 303 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判

断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、

外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員のうちから、議長及び選出された議事録署名人2名が議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第22条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

- 第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 沖縄県中頭郡西原町字翁長 303 番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建
西原白百合保育園 一棟 (710.85 平方メートル)
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
西原白百合保育園附属建物 一棟 (32.40 平方メートル)
 - (2) 沖縄県中頭郡西原町字翁長 303 番地所在
西原白百合保育園 敷地 (2,655.00 平方メートル)
 - (3) 沖縄県中頭郡西原町字幸地上山原 1436 番 3
西原白百合保育園 敷地 (257 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を

担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとす
るときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由に
より解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議
を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出され
たものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄県知事の認可（社会
福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受
けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄県知
事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人シオン福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新
聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 大城 善勝
理 事 屋良 朝光
" 我謝 孟信
" 新川 広子
" 宮平 ユキ子
" 大城 常子
監 事 城間 哲男
" 新垣 信子

附 則

- 1 この定款は、昭和 50 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 第五条で定める評議員の人数は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は「4 名以上」とする。

附 則

この定款の改正は、昭和 62 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 4 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 6 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 9 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 10 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 13 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 13 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 15 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 15 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 17 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 20 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 26 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年度

計 算 書 類

令和 6 年 4 月 1 日
令和 7 年 3 月 31 日

法人名 シオン福祉会

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収入	保育事業収入	157,252,900	162,349,020
		経常経費寄附金収入	100,000	100,000
		受取利息配当金収入	12,000	12,935
		その他の収入	1,709,000	1,688,194
		事業活動収入計(1)	159,073,900	164,150,149
	支出	人件費支出	136,060,230	135,118,931
		事業費支出	14,757,070	14,232,675
施設整備等による収支	支出	事務費支出	5,653,500	4,748,742
		その他の支出	1,683,000	1,660,400
		事業活動支出計(2)	158,153,800	155,760,748
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	920,100	8,389,401
	収入	施設整備等収入計(4)	0	0
	支出	固定資産取得支出	1,820,100	1,820,100
		固定資産除却・廃棄支出	78,100	78,100
その他の活動による収支	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	170,000	169,620
		施設整備等支出計(5)	2,068,200	2,067,820
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△2,068,200	△2,067,820
	収入	積立資産取崩収入	1,038,100	1,038,100
		その他の活動による収入計(7)	1,038,100	1,038,100
	支出	その他の活動支出計(8)	0	0
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	1,038,100	1,038,100
予備費支出(10)		602,200 △602,200	—	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△110,000	7,359,681	△7,469,681
前期末支払資金残高(12)		110,000	19,754,119	△19,644,119
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	27,113,800	△27,113,800

(注) 予備費支出△602,200円は器具及び備品取得支出524,100円、固定資産除却・廃棄支出78,100円に充当使用した額である。

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	162,349,020	142,548,430
		経常経費寄附金収益	100,000	0
		サービス活動収益計(1)	162,449,020	142,548,430
	費用	人件費	135,643,481	128,169,383
		事業費	14,232,675	14,659,207
		事務費	4,748,742	4,750,781
		減価償却費	3,274,419	3,244,128
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△1,921,323	△1,921,323
		サービス活動費用計(2)	155,977,994	148,902,176
サービス活動外増減の部		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	6,471,026	△6,353,746
	収益	受取利息配当金収益	12,935	809
		その他のサービス活動外収益	1,688,194	1,686,958
		サービス活動外収益計(4)	1,701,129	1,687,767
	費用	その他のサービス活動外費用	1,660,400	1,678,400
		サービス活動外費用計(5)	1,660,400	1,678,400
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	40,729	9,367
		経常増減差額(7)=(3)+(6)	6,511,755	△6,344,379
				12,856,134
特別増減の部	収益	特別収益計(8)	0	0
	費用	固定資産売却損・処分損	78,102	0
		特別費用計(9)	78,102	0
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	△78,102	0
繰越活動増減差額の部		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	6,433,653	△6,344,379
		前期繰越活動増減差額(12)	34,023,651	40,174,266
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	40,457,304	33,829,887
		基本金取崩額(14)	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	1,038,100	193,764
		その他の積立金積立額(16)	0	0
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	41,495,404	34,023,651
				7,471,753

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	34,030,168	26,770,555	7,259,613	流動負債	14,941,037	13,838,075	1,102,962
現金預金	8,895,468	12,587,845	△3,692,377	事業未払金	805,141	861,419	△56,278
事業未収金	14,541,700	7,429,710	7,111,990	その他の未払金	221,000	0	221,000
未収補助金	10,593,000	6,753,000	3,840,000	1年以内返済予定期一ス債務	678,480	0	678,480
固定資産	150,978,741	150,078,762	899,979	未払費用	2,552,588	2,801,046	△248,458
基本財産	110,813,020	112,949,807	△2,136,787	預り金	11,893	11,740	153
土地	50,000,000	50,000,000	0	職員預り金	3,325,746	3,342,231	△16,485
建物	60,813,020	62,949,807	△2,136,787	賞与引当金	7,346,189	6,821,639	524,550
その他の固定資産	40,165,721	37,128,955	3,036,766	固定負債	8,295,030	5,750,730	2,544,300
土地	4,000,000	4,000,000	0	リース債務	2,544,300	0	2,544,300
構築物	218,128	328,340	△110,212	役員等長期借入金	5,750,730	5,750,730	0
器具及び備品	2,122,217	1,103,379	1,018,838	負債の部合計	23,236,067	19,588,805	3,647,262
有形リース資産	3,166,240	0	3,166,240	純資産の部			
修繕積立資産	0	10,786,336	△10,786,336	基本金	41,735,370	41,735,370	0
備品等購入積立資産	0	60,100	△60,100	基本金	41,735,370	41,735,370	0
保育所施設・設備整備積立資産	30,659,136	20,850,800	9,808,336	国庫補助金等特別積立金	47,882,932	49,804,255	△1,921,323
				国庫補助金等特別積立金	47,882,932	49,804,255	△1,921,323
				その他の積立金	30,659,136	31,697,236	△1,038,100
				修繕積立金	0	10,786,336	△10,786,336
				備品等購入積立金	0	60,100	△60,100
				保育所施設・設備整備積立金	30,659,136	20,850,800	9,808,336
				次期繰越活動増減差額	41,495,404	34,023,651	7,471,753
				次期繰越活動増減差額	41,495,404	34,023,651	7,471,753
				(うち当期活動増減差額)	6,433,653	△6,344,379	12,778,032
資産の部合計	185,008,909	176,849,317	8,159,592	純資産の部合計	161,772,842	157,260,512	4,512,330
				負債及び純資産の部合計	185,008,909	176,849,317	8,159,592